

吳市次世代育成支援行動計画

平成 1 7 年 3 月

吳 市

はじめに



呉市では、平成9年3月に若者や若いご夫婦の定住を促進するとともに、子どもたちが楽しい、豊かな子ども時代が過ごせ、将来まちづくりを担う人材として育つことを願いまして、「子どもが楽しい、子育てが楽しいまち 呉」を基本理念とした「呉市児童育成計画」を策定し、子育て支援諸施策の推進に積極的に取り組んでまいりました。こうした施策の積極的な取組が評価され、昨年6月、厚生労働省が指定した全国49自治体の「子育て総合推進モデル都市」の一つに選ばれたところでございます。

近年、わが国では急速に少子・高齢化が進行しており、このまま少子化が進展すると、子どもの自立や社会性の減退、地域社会の活力の低下と社会保障負担の増加や労働力の減少による経済活力の減退など、わが国の将来に深刻な影響を与えることが懸念されることから、国は「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、従来の取組に加え、国・地方公共団体・事業主にそれぞれの役割を果たし、更に一体となった集中的・計画的な少子化対策への取組を行うことによって少子化の流れを変えることを求めています。

呉市におきましては、さる3月20日に合併いたしました1市6町を対象に共通した呉地域次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査を昨年1月に実施いたしましたほか、市民の中からの委員を加えました呉市次世代育成支援対策推進協議会の開催、素案段階においてパブリックコメントを募集するなど市民の皆様のご意見を取り入れ、新「呉市」における「呉市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この計画には、これから5年後の「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」の実現をめざした地域社会全体で子育てを応援するための多くの施策を盛り込んでおります。また、刻々と変化する現実を見据えたうえで、その変化に対応することも重要と考えておりますことから、この計画の策定のために設置した呉市次世代育成支援対策推進協議会において、この計画の年々の進捗の状況を把握して計画の点検を行うなど、この計画に基づいた着実な子育て支援諸施策の推進に努めてまいります。

終わりに、計画策定に当たり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、貴重なご意見、ご提案いただいた呉市次世代育成支援対策推進協議会委員の皆様、並びにご協力をいただきました関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成17年4月

呉市長 小笠原 臣也

目次

計画策定の趣旨	
1	計画策定の背景 1
2	計画策定の目的 2
3	計画の期間 2
4	計画の対象 3
5	性格・位置付け 3
子育て家庭を取り巻く現状	
1	市の沿革 5
2	人口及び世帯の動向 7
3	就業等の状況 14
4	アンケート調査による子育て意識 17
5	計画策定にあたっての課題 27
計画の基本的方向	
1	基本理念 29
2	基本目標 29
3	施策の体系 31
実施計画	
施策1	地域で子どもと子育てを支える環境づくり 32
施策2	すこやかに生み育てる環境づくり 43
施策3	子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり 50
施策4	子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり 56
施策5	子育てと仕事の両立を支える環境づくり 63
施策6	支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり 67
計画の推進と施策の点検	
1	基本的姿勢 72
2	計画の推進体制 72
資料編 75

1 計画策定の背景

我が国の合計特殊出生率は第1次ベビーブーム以降急速に低下し、昭和31年に2.22となった後、しばらくは人口を維持するために必要な水準（2.1程度）で推移してきましたが、昭和50年に1.91と2.00を下回るとその後は低下傾向で推移し、平成15年には1.29にまで低下しており、将来を見据えたとき、「少子化問題」は早急に取り組むべき国政上の重要課題となっています。

特に、今日の少子化の背景として、晩婚や非婚化に加え、「夫婦の出生力の低下」という新たな現象が顕在化し、少子化が一段と加速することが危惧されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では「少子化対策推進基本方針」（平成11年）に基づき、「新エンゼルプラン」（重点的に実施すべき対策の具体的実施計画）を策定したのに続き、平成14年には「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」などを加え、「子育ての社会化」の必要性を提起しています。

また、これを具体的に推進するため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課す「次世代育成支援対策推進法」（以下、「次世代推進法」という。）が平成15年7月に成立、さらに少子化対策の総合的推進のための枠組みとなる「少子化社会対策基本法」（以下、「基本法」という。）が同時期に制定されました。

2 計画策定の目的

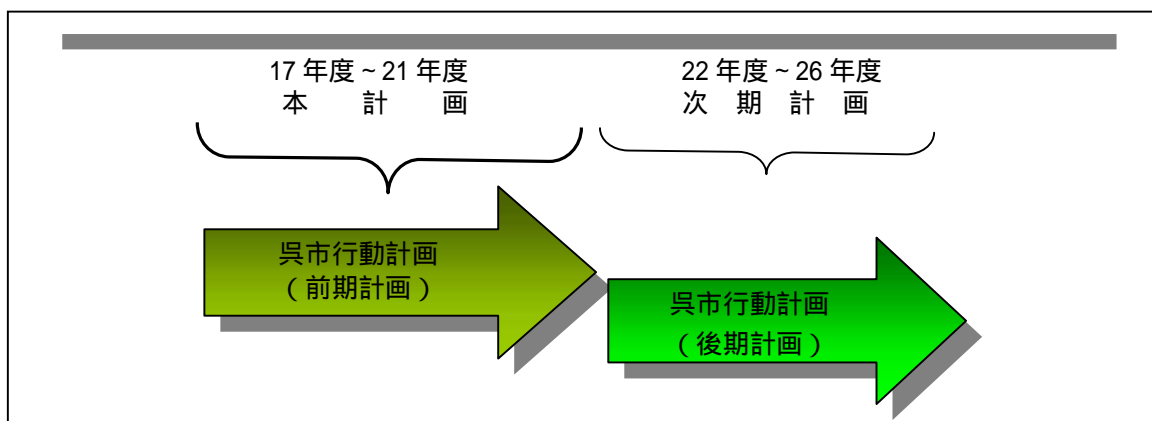
「次世代育成支援市町村行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組を推進することを目的とする10年間の時限立法である次世代推進法において地方公共団体に策定が義務付けられた計画で、これまで策定してきた「母子保健計画」や「エンゼルプラン」を包括する計画として策定するものです。

本市においても、出生率の低下による少子化が進行するなど年少人口は徐々に減少してきています。

「呉市次世代育成支援行動計画」(以下、「行動計画」という。)では、これら少子化に的確に対応していくための緊急の課題とその対策を定め、行政のみならず地域住民、地域企業と連携した少子化対策推進のために策定するものです。

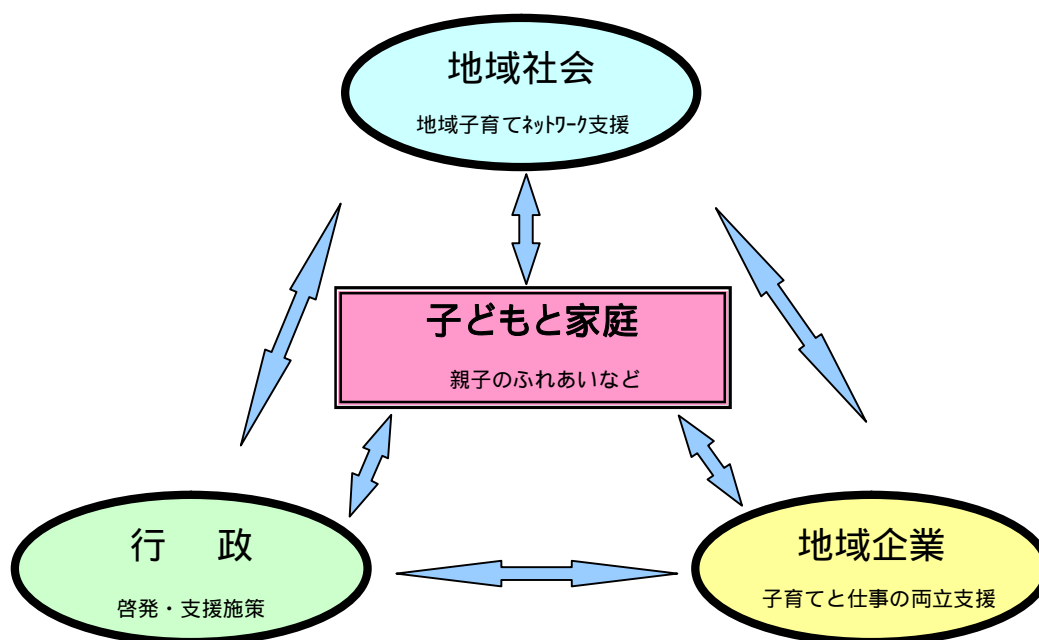
3 計画の期間

この行動計画は、次世代推進法の市町村行動計画に係る規定が平成17年4月1日から施行されることから、平成17年度を初年度とします。また、5年を1期とし5年ごとに策定することとされているため、今回の行動計画(前期計画)の期間は平成17年度から平成21年度までとし、平成21年度までに必要な見直しを行った上で後期計画(平成22年度から平成26年度)を策定します。



4 計画の対象

この行動計画の対象者は、全ての子どもとその保護者の家庭等を対象とし、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、地域、企業、行政等全てが協働し合い計画を進めます。



5 性格・位置づけ

この行動計画は、次世代推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。

この行動計画は、「第3次呉市長期総合計画」をはじめとする関連計画との整合を図った計画です。

この行動計画は、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権を尊重し、また、子どもの最善の利益を考慮し策定しています。

【国における取り組みの経緯】

